

10 農林水産省 非予算(構造改革特区・地域再生 検討要請).xlsx

提案事項管理番号	要望事項(事項名)	拡充提案・関連提案に係る規制の特例措置の番号・名称	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	プロジェクト名	提案主体名	都道府県	制度の所管・関係省庁
1021010	住宅地及び商用地に隣接する農業継続困難な農地の有効活用事業		住宅地や商用地に囲まれている農地の有効活用を図るため、当該地域の農地法及び土地改良法の適用除外を行っていただきたい。	三沢市堀口地区の農地は農用地区域内にあるが、その周辺は、市の区画整理事業や民間の不動産会社による宅地分譲により、住宅地や商業地が広がっていることから、農業の散布や早期の農作業による騒音及び農業機械の走行による交通渋滞が住環境に影響を与え、周辺住民と軋轢が発生し農業を持続することが非常に困難な状況であり、将来に亘って耕作が困難な状況は改善の見込みは無い。また、当該交通渋滞の発生する市道は市の幹線となる主要な道路で、飲食店や商業施設が立ち並び隣町と市街地を結ぶ路線として重要な役割を果たす市道であり、交通量も増加している。 そのような状況から、農地の所有者から、土地の有効利用を目的とした、複数の商業施設立地が計画された。この計画の実現により、震災により被災した1次産業従事者を元とした、雇用の場の拡大や、被災農業者の商品販売の強化にも繋がり、市には各種の税収や地域への経済効果が見込まれ、市全体が活性化される。さらに、当該地区の利便性を活かして商業施設を集中させることにより、郊外型店舗の点による一団の農地の分割といった弊害を防止できる。 市に対してもこの計画を実現するため、土地利用計画の見直し等の要望が提出されたが、当該地区の農地は、農業振興地域の農用地区域内農地のため商業施設建設のための転用が困難であり、また、仮に転用できる場合であったとしても、国営土地改良事業(平成18年度完了)の受益地のため、事業完了後8年以内の農地転用は特別徴収金の徴収の規制があり、開発が出来ない状況である。 よって、農業を続けることも農地転用による開発も出来ない環境にある特殊な農地は、農地法や土地改良法の適用を除外し、市全体の活性化につながる商業施設建設については農地転用を可能にするとともに、転用した場合の特別徴収金の徴収を不要とし、開発を容易に出来るような対応を求める。	三沢市	青森県	農林水産省	
1023010	米生産数量目標の配分における有機栽培米生産分の優先配分について		米の生産数量目標の配分に当たっては、現在のところ、米の作付け実績や需要の実績に応じて都道府県毎に配分されているが、有機栽培米については、慣行栽培米と分けて生産希望に見合った生産目標配分とする。	有機栽培米については、地球温暖化防止や生物多様性保全など環境保全に貢献するものの、慣行栽培米に比べて収量が不安定で減収する事例が多いため取組面積は伸びず、消費者の需要に応えられないのが実情である。 また、現在のところ、米の生産数量目標の配分に当たっては、栽培方法に関係なく、米の作付け実績や需要量の実績に応じて都道府県毎に配分されている。 このことから、有機栽培の生産拡大を図るため、有機栽培米については、生産希望に見合った生産目標の配分とし、生産調整の枠外として都道府県に配分し、都道府県からは、有機農業の推進体制や推進方針が整備されている市町村分に限り配分する。	山形県	山形県	農林水産省	
1026010	「農用地等以外の用途に供することを目的として、農用地区域内土地を農用地区域から除外するために行う変更(以下「農用地区域の変更」という。)」要件の緩和		現行法(農業振興地域の整備に関する法律)第13条第2項に定める農用地区域の変更の5つの要件のうち、1号の「当該変更に係る土地を農用地等以外の用途に供することが必要かつ適当」という要件に、1筆ごとに規制する方式から、「ゾーニング規制」の方式を基本とする制度への転換を図るため、「地域活性化を目的とする計画」を含めることとする。	ゾーンにおける農用地区域の変更を目指す提案は、農村活性化を理由に無秩序な土地利用を進めるものではなく、「太陽光発電」や「グリーンカーテン」などの設置を義務付けることで、自然エネルギーの普及促進を図りながら、農環境を維持する土地利用を展開するものである。 現在、営農組織が新たな特産品づくりとして「ハーブ」を生産し、商品開発を始めている。ゾーン①下石野地域を農業の6次産業化の起点と位置づけ、加工技術と生産性の向上を図るため「ハーブ製品生産施設」を誘致し、農業における収益性を高める。併せて、低炭素社会実現のため「バイオ燃料施設(農業循環型)」を誘致し、環境保全の役割を果たすことで、自然と調和した「ハーブ」の6次産業化を実現する。 提案理由: 三木市別所町は優良農地地区でありながら、少子高齢化や後継者不足による耕作放棄地の増加、産業・雇用の場の衰退、三木鉄道の廃線など地域活力の低下が著しく、将来における農業の存続が危ぶまれている。 優良農地を保全し、農業と共生していきながら、まちの活力を取り戻すためには、自然と調和した土地利用を促進する必要がある。 「別所ふれあい地区構想」はこうした課題を解決すべく、農村社会全体を自然との共生をテーマに用途別に6ゾーンに区分けを行い具体化するものである。 ゾーン①下石野地域では、市が廃線となった三木鉄道路線跡地の遊歩道整備に着工し、併せて、地元の「花の基地」で地域ボランティアと協働でハーブ育苗を始め、遊歩道沿いに植栽する「ハーブロード」化を進めており、「ハーブ」による三木市の西の玄関口のにぎわいづくり実現にむけた起点として、農用地区域の変更を提案するものである。	三木市	兵庫県	農林水産省	

10 農林水産省 非予算(構造改革特区・地域再生 検討要請).xlsx

提案事項管理番号	要望事項(事項名)	拡充提案・関連提案に係る規制の特例措置の番号・名称	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	プロジェクト名	提案主体名	都道府県	制度の所管・関係省庁
1032040	農地法等(1) :株式会社農地所有を可能		復興支援に関わる農地法・農業振興地域促進法の緩和措置を要望します。  ①[株式会社]の参入 農業生産人だけではなく、一般の株式会社についても、農地を所有して農業に参入することを可能とする。	①[株式会社]の参入 ⇒実施理由:抜本的な改革を実施するには、資本をもつ民間企業による投資と、柔軟な事業展開ができる投資環境が必要と考えます。直接的に経営に関わることで迅速で効果的な農業復興展開が可能となると考えます。	バナナグループ シャドーキャビネット復興支援省	株式会社バナナグループ	東京都	農林水産省
1032050	農地法等(2) :農業用途を条件に転用許可不要		復興支援に関わる農地法・農業振興地域促進法の緩和措置を要望します。  ②[農地転用の拡大] 現在、転用許可不要の農地法施行規則第32条第1号以外に、農業用途を前提にした施設についても転用許可不要とする。具体的には、敷地をコンクリートで固めた植物工場で農作物を安定的に生産し、加工、販売までできる6次産業化につながるプログラムであれば、自らが所有する農地でなくても転用許可不要とする措置を要望します。	②[農地転用制限の範囲拡大] 現在、許可制である農地の転用について、転用の制限の除外として「その者の農作物の育成若しくは養畜の事業のための農業用施設に供するため」があるが、これに関連するものとして、農業用途を前提とした施設建設については転用許可不要とする。具体的には、敷地をコンクリートで固めた植物工場で安定的に農作物を生産し、加工、販売まで可能な6次産業化につながるものを対象とします。 ⇒実施理由:被災地における最大の課題は雇用問題です。その雇用を創るのは産業です。東北の産業で大きな割合を占める農業の分野で産業復興するための一助として本要望が実現することで、「安定的な生産=安定的な収入」「付加価値の高い農業展開」「多くの雇用創出」につながると考えます。	バナナグループ シャドーキャビネット復興支援省	株式会社バナナグループ	東京都	農林水産省
1033010	大学獣医学部の設置の許可		平成15年3月31日文科省告示第45号「大学、大学院、短期大学及び高等専門学校等の設置等に係る認可の基準」による獣医師の定員増の規制の地域解除	(具体的事業の実施内容) 四国には獣医師を養成し感染症等の研究拠点となる大学獣医学部が一つもない。このため、今治新都市に、協力者会議の提唱するコアカリキュラムを実施し、高度な獣医学教育を行う大学獣医学部を設置することで、即戦力となる獣医師を養成するとともに、大学を核とした製薬・動物関連企業等の立地を促進し、ライフ・イノベーションの拠点都市として、今治市の地域再生を図る。 (提案理由) これまで、必要獣医師数はほぼ充足しているとの農林水産省の見解(直近では「獣医師の需給に関する検討会報告書」(平成19年5月31日))を踏まえ、文部科学省では、獣医関係学部の新増設、入学定員増について抑制方針をとっている。 しかし、平成23年5月に公表された獣医学教育の改善・充実に関する調査研究協力者会議の報告書(文部科学省)では、「獣医師に対する社会的・国際的ニーズが供給を上回る状況が明らかとなった場合には、獣医系大学の入学定員の増加や学部の新設等について議論することも必要」とされている。また、同報告書の「獣医学教育を取り巻く状況の変化」の内容のほか、口蹄疫問題や鳥インフルエンザの感染の脅威、東日本大震災の被災地での家畜の扱い等から獣医師不足が顕在化しており、また、OIEからアジア地域の獣医学教育の水準を高めることが日本に求められているなど、社会的ニーズは明らかであると考えられる。 このため、文部科学省に獣医学部の増設を要望したが、農林水産省の先の報告書では、前提条件によって獣医師の需給予測が異なるため、文部科学省としては判断できないとのことであった。一方で、農林水産省から要望があれば獣医学部の増設について前向きに検討すると回答を文部科学省よりいただいているところである。したがって、文部科学省と農林水産省が連携し、至急獣医師の需要、供給、偏在等に関する調査・検討を行っていただき、その結果、必要性が認められれば獣医学部のない地域に限り、教育水準の高い大学獣医学部の新設を認めることを提案する。 この獣医学部に産業動物・公衆衛生コース、研究者養成コースを設置し、入学定員の地域枠設定や奨学金制度等と組み合わせると四国の家畜衛生や公衆衛生分野を担う獣医師不足を解消するとともに、協力者会議が提唱するコアカリキュラムを導入して、動物伝染病等に迅速かつ的確に対応できる人材を育成するほか、生命科学分野の学際連携の推進や関連企業の集積等により、新たな生命科学研究拠点を形成する。		今治市、愛媛県	愛媛県	文部科学省 農林水産省

10 農林水産省 非予算(構造改革特区・地域再生 検討要請).xlsx

提案事項管理番号	要望事項(事項名)	拡充提案・関連提案に係る規制の特例措置の番号・名称	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	プロジェクト名	提案主体名	都道府県	制度の所管・関係省庁
1035010	農業振興地域整備計画の変更の要件緩和並びに、優良農地の転用に係る規制緩和		一定の地域における農業振興地域整備計画変更要件の緩和及び手続きの簡素化、並びに農地法の優良農地の転用を可能とする要件緩和を行い、地元の見解を最大限反映した農と都市の複合的で理想的なまちづくりを実現する。	<p>朝来市総合計画で位置付けている複合都市ゾーンにおいて、農と都市の複合的で一体的なまちづくりを目指すため、地元(市町村)主導で当該計画を策定した場合は、農業振興地域整備計画の変更についての農業振興地域の整備に関する法律第13条第2項による5要件の要件緩和並びに、農地法における優良農地の転用に係る規制緩和を行う。</p> <p>具体的には、指定したエリアにおいて、地元(市町村)で策定したエリア区分・道路計画などを行い、企業、農業、宅地などを誘導するため、現行法で定められている農業振興地域整備計画の変更並びに農地を農地以外のものにする場合の規制について、農振法5要件規制の緩和及び変更手続きの簡素化、並びに優良農地の転用を可能とする緩和を行う。これにより、農地法等の個々の規制にとらわれることなく、地元意見を最大限取り込んだ、農と都市の複合的なまちづくりを可能にする。また、市や地元主導による市街地開発事業なども導入することが出来、より具体的なまちづくりを実現することが出来る。</p> <p>提案理由: 国道等の沿道利用のみでは土地利用が不足し、沿道の農地より奥地にまで店舗出店が行われようとしている場合、現在のみでは奥地でスポット的な乱開発が想定され、今後一体的なまちづくりを考えた場合に、大きな支障となる。このため、地元主導による計画的なまちづくりを行い、農と都市の複合的で効果的なまちづくりを推進する。</p> <p>代替措置: 本特区を設けることにより、農地の縮小が懸念されるが、地元(市町村)主導による土地利用計画を尊重し、農用地区域からの除外地については、具体的な将来計画が示された箇所のみにする。</p>		朝来市	兵庫県	農林水産省
1039040	農地利用集積円滑化団体の民間開放		民間事業者(株式会社等)が農業経営基盤強化促進法に基づく「農地利用集積円滑化団体」となることを認める	<p>(提案内容) 新規就農者の育成事業、食料生産事業を行う株式会社等による農地の売買、貸借等の調整活動が可能となるよう、営利目的の如何を問わず民間事業者が農業経営基盤強化促進法に基づく「農地利用集積円滑化団体」となることを認める。</p> <p>(提案理由) ・新規就農者育成事業を介して農業の振興に積極的に取り組もうとする株式会社を同団体から一律に排除する合理的理由はないと考えられることから、市との役割分担と合意を条件に、新規就農者育成事業、食料生産事業を行う株式会社を同団体になれるようにすべき。 ・これにより、税制等のメリットを生かして、農地の流動化の促進、新規就農の促進、地域の農業の活性化を図ることが可能。</p>		兵庫県	兵庫県	農林水産省
1039110	国の転用許可権限の県への移譲及び農地転用許可に係る大臣との事前協議の廃止		国の転用許可権限を県に移譲するとともに、大臣との事前協議制度も廃止する	<p>(提案内容) ・農地転用について、申請者の負担軽減や事務手続きの簡素化を図るため、転用許可権限を県に委譲し、農地転用の知事許可に係る大臣の事前協議を廃止する</p> <p>(提案理由) ・地方公共団体が行う許可事務についても、農業会議の諮問手続き等により十分、適正執行は担保されており、国の事前関与が不可欠とは考えられない ・優良農地確保は、国と同様に県も重要事項であり、転用面積によって許可権限や法定協議の要否を区分することには合理性がない</p>		兵庫県	兵庫県	農林水産省

10 農林水産省 非予算(構造改革特区・地域再生 検討要請).xlsx

提案事項管理番号	要望事項(事項名)	拡充提案・関連提案に係る規制の特例措置の番号・名称	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	プロジェクト名	提案主体名	都道府県	制度の所管・関係省庁
1040010	<p>1.流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律(以下「物効法」という。)第2条第3号及び同法施行規則第1条第1号における社会資本等の定義の緩和</p> <p>2.企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律(以下「企業立地促進法」という。)第5条第2項第3号の取り扱いの緩和</p> <p>3.工場立地法第2条第1項に基づく工場適地の選定基準における市街化調整区域におけるの選定の緩和</p> <p>4.農地法に基づく通知「農地法の運用について」第2-1-(1)イ-①-②-④-⑤-⑥-⑦(1)工場適地図に記載する土地の区域に係る農業上の土地利用との調整の緩和</p>		<p>1.物効法第2条第3号に掲げる高速自動車国道で物資の流通を結節する社会資本等(既設IC)の定義を緩和し、東埼玉道路予定地庄和ICについても同様に扱う。</p> <p>2.企業立地促進法第5条第2項第2号における集積区域内の庄和IC周辺地区について、同法第5条第3号に掲げる同意企業立地重点促進区域として緩和する。</p> <p>3.工場適地選定基準 2.都市計画との関連 (4)において、市街化調整区域については原則選定しないとするものを緩和し、都計法第34条12号による産業指定区域に指定された場所について工場適地図に登載可能とする。</p> <p>4.3の工場適地図の搭載を行う際の農業上の土地利用との調整を緩和することにより、今回申請を行っている地区の工場適地図の搭載が容易となる。具体的には、優良農地については、つとめてこれをさけること等とされているが、本地区の振興に資する場合は、この規定を適用しないこと。</p>	<p>実施内容</p> <p>1の緩和により、庄和ICから半径5km以内の範囲内に特定物流施設の立地が可能となる。</p> <p>2の緩和により、庄和IC周辺地区が同意企業重点促進区域となり、関係機関との調整が円滑となることにより、企業立地が推進できる。</p> <p>3の緩和により、庄和IC周辺地区が工場適地図に登載されることにより、広く立地を考えている企業に情報提供されるため、企業誘致活動に利用できる。</p> <p>4の緩和により3の緩和がより円滑に行えることとなる。</p> <p>提案理由</p> <p>本市は、平成17年度に、旧春日部市・旧庄和町が合併した。しかし既成市街地が分断されている状況にある。平成20年度に「春日部市総合振興計画」を策定し都市的土地利用を図る地区を「まちづくりエリア」を策定した。特に両既成市街地を一体化すべく産業集積ゾーンとして庄和IC周辺地区を位置づけた。しかし、同地区は東埼玉道路の開通が遅延することと同時に依然として産業集積が進まない状況にある。このため、同道路開通時に即時に対応できるよう産業を集積するものである。</p>	春日部市	埼玉県	農林水産省 経済産業省 国土交通省	
1042010	生産緑地活性化促進特区の創設		<p>①生産緑地地区での利用権設定による賃借を適用する。(基盤法関係)</p> <p>②生産緑地の解除にかかる行為制限解除までの期間の延長を行う。(生産緑地法関係)</p>	<p>都市の成熟化にあわせて、環境問題や住民の価値観の多様化も顕在化しており、都市部における多面的な公益的機能を有する「生産緑地」を再評価し、都市計画において保全すべき農空間として積極的に位置づけていく意義があります。つまり、生産緑地の保全により、将来の都市農業を支える農業者の経営環境を支援し計画的に農地を保全することは、緑と調和した良好な住環境の形成、災害時の洪水防止や一時的な避難用地機能、ヒートアイランド現象の緩和など多大な効用があり、都市住民ニーズにも応えることができます。よって、生産緑地を活性化させる総合的な支援のための規制緩和として、①農業経営基盤強化促進法の特例として、生産緑地での利用権設定等促進事業(農地の賃借)の適用を認めてもらいたい。直売所の盛況や農業参入規制の緩和を受けて、農業参入を志向する企業や経営規模拡大を希望する農業者等も増えています。利用権設定事業を認めれば、確実に生産緑地の利活用が促進されます。②公共による生産緑地の買取りを1ヶ月以内に判断すること、また買い取らない場合は農業者への斡旋を3ヶ月以内に行い、売買を成立させることが困難なので、生産緑地法の特例として、市の判断期間及びあっせん期間を延長する特例を認めてもらいたい。(市の判断期間3ヶ月、斡旋期間含め1年間)</p>	箕面市	大阪府	農林水産省 国土交通省	
1056110	生活排水を利用した藻によるバイオエタノール生産のための塩湖の開発に係る農用地区域からの農地の除外		津波被害による臨海部の農用地区域内農地において、藻類生成のため塩湖の作成と製造プラントを建設するため、農用地区域からの除外を可能とする	<p>津波被害の臨海部の農用地区域内農地において、塩湖ラグーンと製造プラントを建設し、海岸線から3kmほどの内陸部に隣接する復興住宅地からの生活排水、収集したCO2を付加することにより、炭化水素を効率よく生成する。</p> <p>提案理由:</p> <p>塩湖においての藻類の生成時において、大量のCO2を使用し、環境にやさしいこと。</p> <p>加えて、筑波大産学連携により発見された新藻類のオーランチオキトリウム(Bio-OR)のバイオエタノール生成能力は、従来のものより生産性が高く、トウモロコシなどのバイオエタノール生成能力と比べても格段の効率を示すものである。このため、津波による臨海部被災地の一部農地を農用地区域から除外し、塩湖及びプラントに転用することにより、地域におけるエネルギーの地産地消に大きく貢献すると考える。</p> <p>さらに、これらの藻から生成される炭化水素は、各種燃料、サプリメント、化粧品、医薬部外品、グリーンなどなど関連の生産物の原料となるため、地域産業へのインキュベーション効果も高いものになると考える。なお、当事業は、バイオエタノール製造事業においては3年程度の事業性を含めた実証実験期間を必要とする。</p>	福島県臨海部における藻によるエネルギー形成事業	特定非常利活動法人まちづくり技術情報システム、筑波大学生命環境化学研究所	東京都	農林水産省

10 農林水産省 非予算(構造改革特区・地域再生 検討要請).xlsx

提案事項管理番号	要望事項(事項名)	拡充提案・関連提案に係る規制の特例措置の番号・名称	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	プロジェクト名	提案主体名	都道府県	制度の所管・関係省庁
1056120	農地を同事業による塩湖及びプラント事業用地に転用する目的で取得する場合の農地転用許可		現状において4ha以上の農地を他用途に転用する目的で取得する場合は、農林水産大臣の許可が必要であるが、塩害農地を一般法人が塩湖、プラント用途へ転用する目的で取得する場合に必要な転用許可を不要とする	<p>津波被害の臨海部の農用区域内農地において、塩湖ラグーンと製造プラントを建設し、海岸線から3kmほどの内陸部に隣接する復興住宅地からの生活排水、収集したCO2を付加することにより、炭化水素を効率よく生成する。</p> <p>提案理由： 塩湖においての藻類の生成時において、大量のCO2を使用し、環境にやさしいこと。 加えて、筑波大渡邊教授により発見された新藻類のオーランチオキトリウムのパイオエタノール生成能力は、従来のもものより生産性が高く、トウモロコシなどのバイオエタノール生成能力と比べても格段の効率を示すものである。このため、津波による臨海部被災地の一部農地を農用地区域から除外し、塩湖及びプラントに転用することにより、地域におけるエネルギーの地産地消に大きく貢献すると考える。</p> <p>さらに、これらの藻から生成される炭化水素は、各種燃料、サプリメント、化粧品、医薬部外品、グリースなどなど関連の生産物の原料となるため、地域産業へのインキュベート効果も高いものになると考える。なお、当事業は、バイオエタノール製造事業においては3年程度の事業性を含めた実証実験期間を必要とする。</p>	福島県臨海部における藻によるエネルギー形成事業	特定非営利活動法人まちづくり技術情報システム、筑波大学生命環境化学研究所	東京都	農林水産省
1057020	特設介護施設への農地転用について		転用を厳しく制限されている10ha以上の集团的優良農地や土地基盤整備事業を実施した農地、これらを含む甲種農地をはじめ、市街化調整区域にある農地でも、特設介護施設が建設できるよう、厚生労働省が設立認可したブリッジ社会福祉法人が特設介護施設を建設する場合には、①同法人が届出申請を行った農地の転用を可能とすることを求める。ただし農地転用の行為により、土砂の流出またはその他の災害を発生させる恐れがある場合、近隣農地やその他農業施設の保全または利用上、支障をきたす場合はこの限りではない。(農水省)②また、同法人が市街化調整区域において特設介護施設を建設するために行った開発申請については開発許可の基準によらず許可することを求める。(国交省)	市街化調整区域内、無指定の農地の転用には時間と手続きに時間がかかる。特に甲種農地は都道府県知事または農林水産大臣の許可を受けなければなりません。これらは特設介護施設の建設をする際に障害となる事は確実なので、厚生労働省が設立認可をしたブリッジ社会福祉法人が建設する特設介護施設であれば、農林水産省への申請届出だけで農地の利用が可能かつ転用できるようにするなどをしていかなければ時間だけかかり、本来の趣旨を達成できない。職員の生活圏内にある事、マンパワーを分散させない事、できるだけ建設コストを下げる事(木造平屋)、効率化を図る為に利用者100名近い受け入れができる事などの条件で考えていくと、1施設あたり5～6,000㎡の広さを必要とする。公有地、国有地等の活用が望ましいが、該当する土地が無い場合、民有地、特に農地の活用の必要性が想定される為。	福島県福祉復興プロジェクト	株式会社青木会計	福島県	農林水産省 国土交通省